

令和8年度 大阪府よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」公募要領

公益財団法人大阪産業局は、令和8年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（大阪府よろず支援拠点）内に設置された生産性向上支援センターの実施にあたり、以下の通りサポーターを募集します。

1. サポーター業務の概要（主な業務）

「生産性向上支援センター」は、中小企業・小規模事業者等の生産性向上（特に労働投入量の効率化）に向けて、複数回・現場訪問型の徹底した伴走支援を提供する組織です。よろず支援拠点（ワンストップ相談窓口）とも密に連携し、両組織で中小企業・小規模事業者等に必要な支援を提供します。

生産性向上支援サポーターとして各人の有する専門性、経営課題分析・解決力、コミュニケーション力、ネットワーク力などを駆使し、支援機関等と協力・連携しながら、次に掲げる業務を行います。

- ① 中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。
- ② 同センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、セミナーや研修への協力等、拠点運営に係わる業務などを行う。
- ③ 業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や実施機関、他の支援機関と適切に連携する。

2. 委嘱条件

- ① 業務内容：大阪府よろず支援拠点生産性向上支援サポーター業務
- ② 募集人数：若干名
- ③ 委嘱者：公益財団法人大阪産業局
- ④ 委嘱期間：令和8年9月1日から令和9年3月31日
(国の状況等を勘案し、更新する可能性があります)
- ⑤ 謝金：日額30,000円（税抜き）
- ⑥ 旅費等：通勤手当はなし。ただし、企業訪問等に際し、実費相当額を謝金と併せて支給。
- ⑦ 支払方法：原則として、毎月末締め、翌月末支払
- ⑧ 勤務日数：スペシャリスト：1社につき10回程度（個別支援案件ごとに調整）
(土曜・日曜・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は原則休業)
- ⑨ 勤務時間：原則として、午前9時00分から午後5時30分（昼休憩60分あり）
- ⑩ 社保等：各種社会保険・労働保険なし
- ⑪ 勤務地：大阪府大阪市中央区本町1丁目4番5号（大阪産業創造館2階）
ただし、府内企業への訪問など出張あり

3. 応募手続等

(1) 提出書類

令和8年度 大阪府よろず支援拠点生産性向上支援センター「生産性向上支援サポーター」応募申請書

(2) 応募方法

応募受付期間：令和8年7月8日（水）～7月20日（月）

応募申請書を下記アドレスまで、メール添付でお送りください。

アドレス：seisansei-jimu@obda.or.jp

タイトル：生産性向上支援サポーターの応募書類

(パスワード設定等は、各自のセキュリティポリシーに従ってお願いいたします)

※締切日を過ぎての応募は、いかなる理由があっても無効となります。

※ご応募いただいた書類は当拠点で適正に処分させていただきます。

当拠点のプライバシーポリシーについては、<https://www.yorozu-osaka.jp/j/privacy>をご参照ください。

(3) 応募資格

以下の①～⑤すべてを満たし、かつ A～B いずれかに該当すること。

- ① 大阪府よろず支援拠点生産性向上支援サポーターとして、中小企業・小規模事業者の経営支援ができること。
- ② IT（パソコン等）を活用でき、当財団の職員と連携し、事業運営に貢献できること。
- ③ 企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する又は支援者として生産性向上支援の経験を有する又はそれと同等のスキルを有する方
- ④ 業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行う方
- ⑤ 公序良俗に反する活動を行う等、サポーターとして不適切な者でないこと。

A 特に「省力化投資促進プラン（※）」に指定されている以下の業種の支援ができる方

- (1) 飲食業
- (2) 宿泊業
- (3) 小売業
- (4) 生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
- (5) その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）
- (6) 製造業（中小製造業、食品製造業）
- (7) 運輸業
- (8) 建設業
- (9) 警備業

(※) [省力化投資促進プラン（内閣官房HP）](#)

B 専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の中小企業支援にも従事することとなる可能性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有する方

(4) 注意事項

- ① サポーターとして選定された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表します。
- ② 本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- ③ サポーターは、本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ④ サポーターが次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことがあります。
 - ・ 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - ・ 申請内容に虚偽があることが判明した場合や法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
 - ・ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - ・ 心身に著しい障害があるため、サポーターとしての業務に耐えられないと認められる場合

- ・ その他、本事業のサポーターとして不適格と認める場合

4. サポーターの選定

(1) 選定方法

当財団において、サポーターの選定に係る審査を行う選定委員会を設置し、提出された応募申請書に基づき、**書類選考を行ったうえで**面接を実施し、その評価によりサポーターを選定します。

(2) 選定基準

本事業のサポーターには、次のような方を求めています。

- ① よろず支援拠点のミッションに共感し、コーディネーターの行動指針を踏まえて能動的に行動できる方
(以下表参照)
- ② 中小企業・小規模事業者に対する支援にあたり、本事業を通じた大阪府域の産業活性化への熱意
(支援マインド) を有している方
- ③ 中小企業・小規模事業者に対する支援や、実施地域内外の支援機関等との良好な連携関係の構築などに必要な優れたコミュニケーション能力を有している方
- ④ 中小企業・小規模事業者の経営課題の抽出や克服策など経営支援に関する優れた知識・経験・実績
または優れた能力・資質を有している方

【よろず支援拠点のミッション】

1. 専門性の高い経営アドバイス
売上拡大や経営改善等の経営課題解決に向け、専門的で高度な提案を行います。
2. 課題解決のための総合調整
他の中小企業支援機関と連携し、相談に応じた適切な機関の紹介、複数の機関による相互連携のコーディネート、それらによる地域全体として最高水準の支援を実現します。
3. 中小企業支援機関に対する支援ノウハウの共有
経営課題の解決に必要な提案方法や支援事例等、よろず支援拠点に蓄積されたノウハウを他の機関に共有します。

【コーディネーターの行動指針（抜粋）】

中小企業・小規模事業者等（以下「事業者」という）に深い納得感と当事者意識を持たせ、収益力の強化、経営者の育成、成長するポテンシャルのある事業者に対する成長支援にも寄与するように、「対話と傾聴」を通じて本質的な経営課題を明らかにした上で、事業者の経営課題等の解決に向けた切れ目のない伴走支援を行います。

1. 日頃からの自己研鑽
2. 「対話と傾聴」を通じた本質的な課題の把握・適切な伴走支援の実行
3. 課題解決に向けた支援後のフォローアップ・積極的提案
4. 拠点内外のコミュニケーション・連携
5. 多様な相談に対応するためのチーム構築への協力・協調

5. 面接の実施

- ① 面接日：令和8年8月10日（月）または8月12日（水）
- ② 面接場所：大阪府大阪市中央区本町1丁目4番5号（大阪産業創造館2階）
※ 面接時間・場所等の詳細については、改めてご連絡します。

6. 審査結果の通知

書類選考の結果は7月31日頃、また面接後の最終結果については、8月21日頃にメールにて通知します。

※ 採用、不採用の問い合わせについては、回答しかねるためご連絡ください。

7. 委嘱開始日

令和8年9月1日（火）

8. 募集に関する問合せ先

公益財団法人大阪産業局 産業振興部 大阪府よろず支援拠点 生産性向上支援センター
〒540-0053 大阪府大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階
TEL : 06-4256-3527

9. その他

この公募によるサポーターの選定過程で知り得た個人情報は、サポーター選定及び契約手続きのための内部情報として使用し、この目的以外での使用は一切いたしません。